



督促手数料の徴収を廃止します

町の条例改正により、令和5年4月1日以降に納付期限が到来する町税、料金の督促手数料(100円)が廃止になりました。

ただし、令和5年3月31日以前に納付期限の到来した町税、料金に対する督促手数料は、廃止の対象とならないので、納付が必要です。

(例1) 令和4年度国民健康保険税随1期(納付期限令和5年3月31日)が未納で督促状が発付された場合は、督促手数料の納付が必要です。

(例2) 令和4年度国民健康保険税随2期(納付期限令和5年5月1日)が未納で督促状が発付された場合は、督促手数料の納付は不要です。

廃止の対象となる税金・料金

- 町県民税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 固定資産税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 養護老人ホーム入所負担金
- 保育所利用料
- 農業集落排水施設使用料
- 漁業集落排水施設使用料

○お問い合わせ

本庁住民課収納係

☎ 43-2816



幡東都市計画公園および中村都市計画公園の都市計画原案の縦覧のお知らせ

高知県では、幡東都市計画公園(土佐西南大規模公園(大方地区および佐賀地区))および中村都市計画公園(土佐西南大規模公園(中村地区))の都市計画の変更について、都市計画原案の縦覧を開催しますのでお知らせします。

〈都市計画案の縦覧〉

◆縦覧期間

7月18日(火)～8月1日(火)  
午前8時30分～午後5時

※土日・祝日を除く

◆縦覧場所

本庁まちづくり課

〈意見書について〉

都市計画変更案に意見がある方(当該縦覧案件に関する内容に限ります)は、高知県知事に対し、8月1日(火)までに、意見の要旨とその理由、住所、氏名を記載した書面(意見書の様式は任意)を下記まで提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、当日必着とさせていただきます。

○提出・お問い合わせ

高知県土木部都市計画課計画担当

☎ 088-823-1984

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

道路の健全な通行について

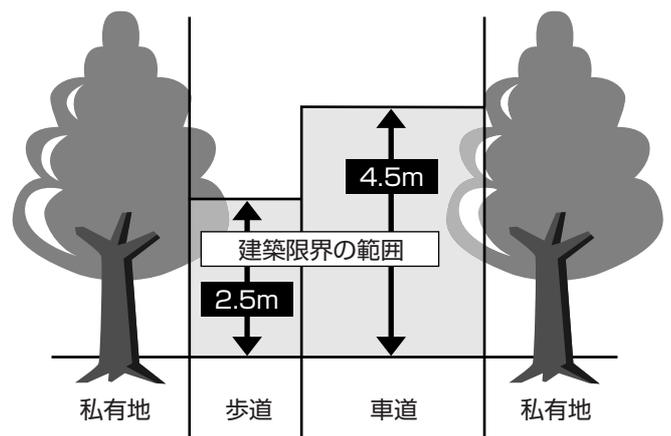
◆道路上にはみ出している樹木の伐採のお願い

道路上に鉢植えなどが置かれていたり、箇所や私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車および自動車などの通行の支障となっている箇所があります。

歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採や鉢植えなどの移動にご協力をお願いいたします。

◆建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に、通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。



◆ご注意

私有地の生垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を請求される場合があります。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課土木係

☎ 43-2115

佐賀支所建設課土木係

☎ 55-3700